

自治会等一斉清掃に係る揚土および草の回収事業 実施要領

(令和 7 年度版)

令和 6 年 1 2 月 1 3 日
彦根市清掃センター

1 内容

自治会、町内会、連合自治会、自治会と同様の役割をはたす地域団体、およびボランティア団体（以下「自治会等」という）が、実施した**地域清掃活動により発生した揚土と草を回収**します。

※積込作業は委託業者が行います。立合等は不要です。

2 回収日・集積場所

●回収日

別紙「自治会等一斉清掃に係る回収カレンダー」記載の**週の平日**（概ね5日以内）に、委託業者の車両を使って回収します。回収日時は指定いただけませんのでご了承ください。

●集積場所

回収申込時に申請いただいた箇所（1団体につき数か所）に、飛散しないよう集積してください。土は土のう袋、草は草回収専用袋（希望団体に配布）か透明な袋に入れ、**袋の口は必ず結んでください。**

3 回収条件

地域清掃で発生した土と草を対象とし、その他詳しい条件は、別紙「自治会等一斉清掃における揚土および草排出時の注意事項」のとおりとします。

4 申込方法

回収を希望される自治会等は、**令和7年1月31日(金)（当日必着）までに**申請書類を清掃センター（〒522-0055 野瀬町279-1）へ**郵送・メール・ファックスもしくは持参**してください。

※同一の週に実施希望が集中し、回収可能量を超える場合は、抽選となります。

※受付は、平日8:30～17:15に行います。

※**令和7年1月31日(金)**の締切日後の申込については、**下記8**の方法となります。

<申請書類（添付書類を含む）>

□ 回収申請書（清掃センターでお渡しします。ホームページからもダウンロードできます。）

・**回収を希望する週ごとに1枚の申請書が必要となります。**

例)「5月11日の週」と「7月20日の週」の2回実施される場合、「5月11日の週分」と「7月20日の週分」の2枚の回収申請書が必要です。

・申請者名は、令和7年度代表者とし、団体名・代表者名・住所・連絡先を記入してください。

※年度途中で代表者が交代された場合、必ず引継ぎいただき、清掃センターまで連絡をお願いします。

・別紙「自治会等一斉清掃に係る回収カレンダー」をご確認の上、**回収を希望する週の申請日(清掃日)の日付**を第1希望から第3希望まで記入してください。

※抽選結果によっては、第2、第3希望になることがあります。

特に6月、7月は希望が集中するため、必ず第2、第3希望を記入してください。

・排出予定物（土 / 草）について、該当するものに○をつけてください。

・集積予定場所について、集積場所の数を記入してください。（例：町内○カ所）

・土のう袋、草袋・溝蓋上げ機の要否（必要な場合は数量）を記入してください。

※土のう袋は必ず当年度のものを使用してください。過年度の土のう袋は劣化し、収集時に破れて支障をきたします。

□ 地図（集積場所がわかるものをご用意ください）

- ・排出した土・草の集積場所を“朱書き”で明示してください。地域内の数か所に飛散しないよう集積していただくようお願いします。

※集積場所の数は、概ね町内の資源ごみ（びん・缶）集積所と同数程度でご協力をお願いします。（ごみ集積箱の中や前に置かずに、通常のごみ収集に支障がないようお願いします。）

※集積場所が前年度と同じ場合も、必ず地図をご提出いただきますようお願いいたします。

※収集車が横付けして収集できる道路沿いに通行の妨げにならないよう集積してください。公園内など収集車が横付けできない場所は収集しません。

※ご指定いただいた集積場所以外は収集しません。また、申請時に記載漏れであった場合等に別週での回収依頼はお受けしませんので、必ずご指定の集積場所にお出しいただきますようお願いいたします。集積場所を変更する場合は清掃日の翌営業日中（月曜、祝日の場合は火曜）までに清掃センターまでご連絡ください。

5 回収決定方法

- ・申請された第1～第3希望の週のうち、原則第1希望の週に決定します。
- ・第1希望が同一の週に集中する（回収可能量を超える）場合、同一の週に回収を希望する自治会等を対象に抽選を実施します。抽選で順位を決め、順位が上位の自治会等から第1希望の週に決定します。
- ・第1希望に回収の手配ができなかった場合、第2希望となりますが、第2希望も順位が上位の自治会等への回収手配によって予定台数に達した場合、第3希望となります。

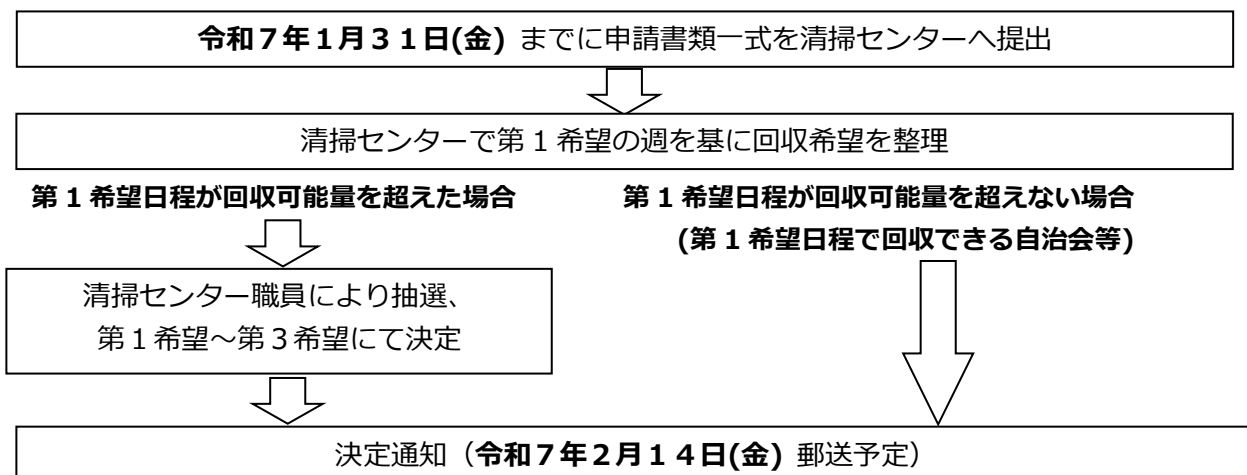
⇒いずれの場合も、決定通知は、**令和7年2月14日(金)**から郵送でお知らせします。

6 学区連合自治会での申込について

学区連合自治会による申込については、以下の条件を満たした場合、個別自治会より優先して回収の週を決定します。（上記締切日までの申込に限ります。）

- ・1回の清掃につき、過半数もしくは10以上の個別自治会が同じ週に実施すること。
- ・土もしくは草の排出を、合計20か所以下に集積すること。

7 申込から回収決定の流れ



8 締切日（令和7年1月31日(金)）後の申込方法

締切後の申込については、**必ず事前に清掃センターにご相談のうえ申請していただきますようお願いいたします。**（平日8：30～17：15）

令和7年2月14日(金)の決定通知送付後、空いている週の中から清掃センターへの先着順で受付します。

※遅くとも回収希望の週の1か月前までに申請してください。

9 回収決定後の手続きについて

- ・清掃活動を中止される場合は、速やかに清掃センターまでご連絡ください。別の週に改めて回収を希望される場合は、必ず事前に清掃センターにご相談のうえ、空いている週の中から回収希望の週を選び、申請書を提出して下さい。（事前相談無しでの申請はご遠慮願います。）
- ・集積場所を変更する場合は、清掃実施日の翌営業日中（月曜、祝日の場合は火曜）までに清掃センターまでご連絡ください。
- ・申請いただいた連絡先には、排出場所等の確認のため、当センター担当者等から連絡することがありますのでご了承ください。
- ・回収決定後、清掃活動実施までに代表者を変更された場合は、ただちに清掃センターに連絡し、変更の手続きをお願いします。

10 自主搬入の受入について

平日および、以下の日程については、清掃センターにて土および草の自主搬入を受入します。休日搬入を希望される場合、申請書に「休日搬入」と明記してお申し込みください。

※自治会清掃から発生する土は、清掃センターにて受入します。小八木中継基地には持ち込まないでください。

※平日は9：00～12：00、13：00～16：15に受入しており、平日搬入の際は「廃棄物の処理手数料免除申請書」の提出をお願いします。（自治会長の自署または自治会長印が必要となります。）なお、月曜日や祝日空けは混雑しますので避けていただくようご協力をお願いします。

※休日搬入は申請無く搬入されても受入できませんので、ご了承ください。

【休日搬入受入日】いずれも8：30～11：00まで

- ・令和7年6月1日（日） ・令和7年7月13日（日） ・令和7年8月3日（日）
- ・令和7年10月19日（日） ・令和7年11月9日（日）

11 その他

本要領記載内容以外で、ご不明な点がございましたら、清掃センターへ直接お尋ねください。

※事前にお約束なく来所いただいた場合、対応できないことがございます。来所の場合は、事前にお電話等で予約いただきますようお願い申し上げます。

○お問い合わせ先：彦根市清掃センター 業務係

電話・・・0749-22-2734（平日8：30～17：15）

ファックス・・・0749-24-7787

メール・・・seiso-kanri@ma.city.hikone.shiga.jp